

安浦地区生活バス運行事業者選定プロポーザルの結果について

1 趣旨

呉市では、安浦交通株式会社から令和2年9月末をもって退出申出があった安浦地区生活バスについて、現行の生活バス路線の再編を図り、住民ニーズや利用実態に応じた生活バス路線を構築し、地域に密着したバス路線として引き続き運行します。

そのため、バス運行事業者から当該路線の運行に係る企画提案を募り、経費の低廉性、運行の安全性及び実現性等を総合的に審査し、当該路線の運行に最適な事業者を選定することとしました。

2 公募事業の概要

(1) 公募路線

安浦地区生活バス

(2) 運行の概要

①運行期間

令和2年10月1日（木）～令和3年3月31日（水）

（※以降、特段の事由がない限り、1年ごとに継続して運行）

②運行方法

道路運送法第4条に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可に基づく運行

③運行車両

市所有車両を無償貸与（予備車両含む）

④バスपीシステム及びいきいきパス

新規導入

⑤その他（収支不足に対する対応）

呉市は、事業者に対し、路線運行に係る経常収益が経常費用を下回る場合は、予算の範囲内でその差額を負担

(3) 参加資格要件（次の要件を全て満たす事業者）

- ①過去3年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する行為（不正行為等）をした者でないこと。
- ②会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③国税及び地方税に滞納がないこと。
- ④道路運送法第4条第1項の規定に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者又は運行開始日までに当該事業を営業者であること。
- ⑤呉市内に本店を有する者であって、事故の発生や車両の故障等の不測の事態により、業務の遂行に障害が発生した場合における乗客の安全確保や関係機関への連絡、代替車両の手配等迅速な対応が可能なものであること。
- ⑥PASPY 運営協議会に加盟していること（運行開始までに加盟することが確実に見込まれる場合を含む。）。

3 これまでの経緯（公募スケジュール）

- | | | |
|-------|-------|--|
| ○令和2年 | 7月 6日 | プロポーザル実施要領等の公表 |
| ○令和2年 | 7月10日 | プロポーザル参加表明書提出締切 |
| ○令和2年 | 7月16日 | 事業者からの質疑書提出締切 |
| ○令和2年 | 7月27日 | 応募申込書等の提出締切 |
| ○令和2年 | 8月 6日 | 呉市生活交通運行事業者選定委員会開催
（企画提案内容の審査及び運行事業者（候補者）の選定） |

4 審査方法

- (1) 審査に当たっては、学識経験者等で構成する呉市生活交通運行事業者選定委員会を設置し、専門的な知見等からの意見を聴取した上で、運行事業者（候補者）を選定

【呉市生活交通運行事業者選定委員会委員】

(敬称略, 順不同)

区分	所属・役職等	氏名
委員長	呉市副市長	濱里 要
副委員長	呉工業高等専門学校 環境都市工学分野 教授	神田 佑亮
委員	公認会計士	大上 功
	公益社団法人 広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
	呉市財務部参事	熊谷 智哉
	呉市都市部長	近藤 昭博

- (2) 選定委員は、企画提案内容を次に掲げる項目ごとにAからEの5段階で評価し選定

審査項目	内容
①運行経費の低廉性	令和2年度から令和4年度における運行経費
②運行の安全性	安全確保, 労務管理, 車両整備体制等
③運行の実現性	営業設備の確保, 人員体制等
④利用者へのサービス性	接遇, 利便性向上・利用促進に係る方策等
⑤運行の安定性	会社の経営状態
⑥その他	事業者からの提案等

5 選定結果

2者から企画提案書が提出され、呉市生活交通運行事業者選定委員会において、企画提案内容を審査した結果、次の事業者が各公募路線の運行事業者（予定）として選定されました。

【運行事業者（予定）】

富士交通株式会社（呉市本通6丁目5番1号）